

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市農業集落排水事業地方公営企業法適用に伴う資産調査・評価業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 13 日

久留米市企業管理者 石原 純治

1 業務の概要

(1) 業務名

久留米市農業集落排水事業地方公営企業法適用に伴う資産調査・評価業務

(2) 業務内容

農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するにあたり、保有する固定資産の調査および評価業務を行うもの

(3) 業務期間

契約締結日（令和 8 年 6 月下旬を予定）から令和 10 年 1 月 28 日まで

(4) 業務場所

久留米市企業局上下水道部総務

2 提案上限額

23,630,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

※令和 8 年度から令和 9 年度までの債務負担行為

3 参加資格

久留米市農業集落排水事業地方公営企業法適用に伴う資産調査・評価業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加することができる者は、企画提案書の提出締切時点で、次の要件の全てに該当する者とする。

(1) 久留米市競争入札参加資格名簿に登録されていること。

- (2) 平成 28 年度以降に、国または地方公共団体等における下水道事業（公共下水道、集落排水事業）において、地方公営企業法適用に係る固定資産調査及び評価業務を受託した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (4) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次の地方税を完納していること。
 - ①久留米市内 県税、市税
 - ②久留米市以外の福岡県内 県税
- (7) 「手形交換所による取引停止処分や主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である」と認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 配置予定技術者に対する要件は、次の各号に該当する者のうち管理技術者、照査技術者、担当技術者を 1 名以上配置できることとする。
 - (ア) 管理技術者
平成 28 年 4 月以降に下水道事業の地方公営企業法適用に係る資産調査及び評価業務を完了した実績を有する者とする。
 - (イ) 担当技術者
平成 28 年 4 月以降に下水道事業の地方公営企業法適用に係る資産調査及び評価業務を完了した実績を有する者とする。
 - (ウ) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））または技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有する者とする。
 - (エ) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者の兼務はできないものとする。

4 選考方法

上記 3 の参加資格を満たしている本プロポーザル参加者を対象として、企画提案書等及びプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、その内容を久留米市農業集落排水事業地方公営企業法適用に伴う資産調査・評価業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5 応募手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
久留米市上下水道部総務（担当：木藤、黒田）

- ◇住所 : 〒839-8501 福岡県久留米市合川町 2190 番地 3 上下水道部合川庁舎
◇メール : jyogesui@city.kurume.lg.jp
◇電話 : 0942-30-8504 (平日の9時から17時まで)

(2) 実施要項等の交付

実施要項及び仕様書等の資料については、本市ホームページからダウンロードすること。

(3) 質問期限及び回答

①提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書(様式第1号)」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで送信し、併せて電話により受信確認を行うこと。

②受付期間

令和8年5月13日(水)から令和8年5月18日(月) 17時まで(必着)

③提出先

5-(1)の担当部局

④質問書に対する回答

質問書に対する回答は、下記の期日までに久留米市ホームページにて公表する。

令和8年5月20日(水) 17時

(4) 参加申込及び審査結果通知

①提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、受付期間内に提出書類を持参または郵便にて提出すること。なお、郵便の場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

②受付期間

令和8年5月13日(水)から令和8年5月22日(金) 17時まで(必着)

※持参の場合は、平日の9時から17時までとする。

※郵便の場合は、受付期間内に到着したものに限る。

③提出先

5-(1)の担当部局

④提出書類

提出書類	提出部数
参加申込書(様式第2号)	紙媒体で1部
参加資格回答書(様式第3号)	

⑤参加資格審査及び結果通知

提出書類に基づき本プロポーザルへの参加資格の有無について審査する。

参加資格審査結果通知書（様式第4号）を令和8年5月27日（水）までに発送する。

(5) 企画提案書等の提出

①提出方法

参加資格審査結果通知書により、本プロポーザルへの参加資格を有することを認められた者は、受付期間内に提出書類を持参または郵便にて提出すること。なお、郵便の場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

②受付期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月5日（金） 17時まで

※持参の場合は、平日の9時から17時までとする。

※郵便の場合は、受付期間内に到着したものに限る。

③提出先

5 - (1) の担当部局

④提出書類

提出書類	提出部数
企画提案書（9 - (1)参照）	◇紙媒体：正本1部、副本12部 ◇電子データ（CDまたはDVD）：1枚
業務実績調書（様式第6号）	
業務実施体制表（様式第7号）	
配置予定技術者の経歴及び同種業務実績（様式第8号）	
提案見積金額及び積算内訳書（任意様式）	

(6) 企画提案に係るプレゼンテーション

令和8年6月15日（月）予定

(7) 審査結果通知

審査終了後速やかに、本市ホームページにて公表する。

なお、本プロポーザルの審査結果に対する質問は受け付けない。

(8) 失格となる場合

企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

③実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適

合しない書類の提出があった場合

- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

6 その他

詳細は、実施要項及び仕様書等によるため、参加希望者は必ず確認すること。